（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令の一部改正）

第二条　牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成七年農林水産省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（関係機関への証明書写しの送付） **第三条**　農林水産大臣は、前条の規定により証明書を発給した場合には、当該証明書の発給に係る家畜に係る家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の九第三項の家畜登録機関（当該家畜が馬である場合には、当該馬に係る同項の家畜登録機関、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会）に当該証明書の写しを送付するものとする。	（関係機関への証明書写しの送付） **第三条**　農林水産大臣は、前条の規定により証明書を発給した場合には、当該証明書の発給に係る家畜に係る家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第三項の家畜登録機関（当該家畜が馬である場合には、当該馬に係る同項の家畜登録機関、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会）に当該証明書の写しを送付するものとする。

（家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令の一部改正）

第三条　家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令（平成十三年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
家畜改良増殖法第三十二条の九第三項に規定する家畜登録機関の名称及び住所は、次のとおりとする。 名称　住所 （略）　（略）	家畜改良増殖法第三十二条の二第三項に規定する家畜登録機関の名称及び住所は、次のとおりとする。 名称　住所 （略）　（略）

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係） （略） 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号） （略） 別表第二（第五条関係） （略） 家畜改良増殖法 （略）	別表第一（第三条関係） （略） 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号） （略） 別表第二（第五条関係） （略） 家畜改良増殖法 （略）
（略） 第九条第二項及び第三項、第十五条第二項並びに第三十二条の五第一項 （略）	（略） 第九条第二項及び第三項並びに第十五条第二項 （略） 第九条第二項及び第十五条第一項 （略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則第四十九条第一号の規定は、令和四年一月一日以降の期間に係る報告について適用することとし、令和二年一月一日から十二月三十一日までの期間に係る報告については、同号中「別記様式第二十八号」とあるのは「別記様式第二十九号」とし、令和三年一月一日から十二月三十一日までの期間に係る報告については、同条中「一月一日」とあるのは「四月一日」とする。